

## 意見書で提出された主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方

○意見書の枚数・・・ 1通（反対）

【二級河川大津川水系榎尾川改修工事並びにこれに伴う一般国道170号千歳橋架替工事及びこれに伴う附帯工事】

項目（区分）	整理番号	項目（細区分）	意見書の要旨	認定庁の見解
事業計画	1	事業計画の説明	<p>事業計画について十分に説明、協議が行われていない。</p> <p>特に千歳橋架替工事に伴う迂回路については、昨秋の事業説明会で初めて計画を聞いた。</p>	<p>任意協議の経緯に関する事項であり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項とは言えないが、起業者からは、事業全体の計画について、過去から説明しているところであり、事業説明会で提示した一部修正の迂回路計画を含む事業計画についても、引き続き意見書提出者の理解が得られるよう説明及び協議を行うと聞いており、地権者の理解を得ながら事業を実施することは重要であると思料する。</p>
	2	河川改修計画 迂回路計画	<p>河川改修及び迂回路の計画について、再検討を求めているが、一切応じる様子がない。現在の計画で土地の入り口を制限されることは大変な障害になる。</p> <p>道路の反対側の土地は空き地になっている箇所が多く、河川改修、特に迂回路の計画について、十分に再検討の余地があると思われる。</p>	<p>河川改修については、右岸を拡幅する案、左岸を拡幅する案及び両岸を拡幅する案の3案について比較検討を行っており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、左岸を拡幅する案が最も合理的であると認められる。</p> <p>迂回路については、千歳橋の上流側に設置する案と下流側に設置する案の2案について比較検討を行っており、支障物件数及び経済性を勘案すると、下流側に設置する案が合理的であると認められる。</p> <p>なお、起業者からは、意見書提出者の土地の出入りに支障をきたさないよう調整しながら工事を実施すると聞いており、地権者と調整しながら事業を実施することは重要であると思料する。</p>